

令和7年度 斜里町職員（専門職）採用試験実施要項

1 職種・受験資格及び採用予定人数

職種区分	条 件	採用人員
保育士	令和7年4月1日現在50歳以下の者で、保育士資格を有するもの又は令和8年3月31日までに資格取得見込みの者	若干名
言語聴覚士	令和7年4月1日現在30歳以下の者で、言語聴覚士の資格を有するもの又は令和8年3月31日までに資格取得見込みの者	1名
介護支援専門員 または 主任介護支援専門員	令和7年4月1日現在45歳以下の者で、介護支援専門員または主任介護支援専門員の資格を有するもの又は令和8年3月31日までに資格取得見込みの者	1名
社会福祉士	令和7年4月1日現在45歳以下の者で、社会福祉士の資格を有するもの又は令和8年3月31日までに資格取得見込みの者	1名
土木技術職	令和7年4月1日現在45歳以下の者で、かつ、大学、短大、高等専門学校で理工系の学部・学科を卒業した者、または、土木等の設計・施工等に関する実務経験（発注機関・建設業・建設コンサルタント）3年以上を有する者	2名
建築技術職	令和7年4月1日現在45歳以下の者で、かつ、1級建築士若しくは2級建築士の免許を有する者	1名

※障害のある方の受験について

当町では「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、雇用の促進に努めております。

2 欠格事項

地方公務員法第16条のいずれかに該当する場合は、試験を受けることが出来ません。

地方公務員法（抜粋）

第16条 次の各号の一に該当する者は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることが出来ない。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者（略）
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験内容

(1) 1次試験

- ・試験内容 書類選考（エントリーシート等を基に選考）

※試験結果：合否に関わらず文書で通知します。

(2) 2次試験

①試験日 1次試験合格者にお知らせいたします。

②試験会場 斜里町役場（斜里町本町12番地）もしくはゆめホール知床（斜里町本町4番地）

※WEB面接も可

③試験内容 適性検査、小論文、集団討論試験、個人面接試験

※試験結果：合否に関わらず文書で通知します。

4 採用日 令和7年7月1日以降随時

※合格者と調整のうえ採用日を決定いたします。

5 受験申込手続

(1)提出書類（提出書類に不備がある場合は、申込を受付できない場合があります）

①斜里町職員採用試験エントリーシート（WEB回答も可）

②卒業証明書（原本）

③成績証明書（原本）

④合否通知用封筒（住所氏名を記入し、角2封筒に140円切手貼付のこと）

※「卒業証明書」及び「成績証明書」については、最終学歴（学歴の中で最も高度または専門的な教育を受けた学校）のものとしてください。

(2)申込方法

①申込期限

随時募集 ※採用予定者を確保できた時点で応募受付を締め切ります。

②送り先

〒099-4192 北海道斜里郡斜里町本町12番地

斜里町役場 総務課 職員厚生係 宛

※封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、簡易書留でお送りください。

③直接持参の場合

※平日の9:00～17:00のみ受付とします。

※斜里町役場 総務課（2階8番執務室）

6 その他

(1)合否

- ・2次試験の合格者は、健康診断書及び資格証明書等の提出をしていただきます。
- ・受験申込書の記載事項等が正しくないことが判明した場合は合格を取り消すことがあります。
- ・合格後、採用の日までに斜里町内に居住していただきます。

(2)勤務条件等

- ・町条例、規則によります。

(3)その他

- ・不正や口利きなどの行為があった場合は不合格とします。
- ・受付後の提出書類はお返ししませんので予めご了承ください。

7 給与・諸手当

(1)給与（令和7年4月1日現在）

	初任給の額	5年後	10年後
大学卒	220,000 円 (23 歳)	246,200 円 (28 歳)	281,200 円 (33 歳)
短大卒	204,400 円 (21 歳)	231,100 円 (26 歳)	257,400 円 (31 歳)

※一定の職務経験や上位の学歴がある場合は、経験に応じて加算される場合があります。

※現在の制度に基づくものであり、上記の例はモデルケースとなりますので、変動がある場合があります。

(2)期末・勤勉手当（ボーナス）処遇改善手当（月額9,000円）

- ・給料月額、扶養手当を算定基礎とし、年間4.60か月分（令和6年度実績）の期末・勤勉手当が支給されます。

	6月	12月
期末手当	1.25月	1.25月
勤勉手当	1.05月	1.05月
計	2.30月	2.30月
合計	4.60月	

(3)諸手当

- ・通勤手当、住居手当（賃貸のみ。上限27,000円）、時間外勤務手当、扶養手当、赴任旅費（上限216,000円）処遇改善手当（月額9,000円）などの手当が支給要件に応じて支給されます。

手当の種類	対象	支給金額
住居手当	自ら居住するための住宅（借間を含む）を借り受け、月額12,000円以上の家賃を支払っている職員	1) 家賃が23,000円以下の場合 家賃－12,000円 2) 家賃が23,000円以上の場合 $11,000円 + ((家賃 - 23,000円) \div 2)$ (上限27,000円) 例) 家賃が55,000円の場合 $11,000円 + ((55,000円 - 23,000円) \div 2)$ ＝27,000円

寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの各月初日に在職する職員	1) 世帯主で扶養親族がある職員 29,400 円 2) 世帯主で扶養親族がない職員 16,200 円 3) その他の職員 11,500 円
通勤手当	自宅から職場までの最短距離が片道 2 km以上の職員	2 km以上～4 km未満 2,000 円 4 km以上～10 km未満 4,200 円 以下条例のとおり
時間外手当	正規の勤務時間を超えて、勤務を命じられた職員	勤務時間×自身の時給×125/100
扶養手当	扶養親族がいる職員	配偶者 3,000 円 子 11,500 円 そのほか 6,500 円
赴任手当	斜里町外に居住しており、採用に当たり、斜里町に移住してくる職員	上限 216,000 円

※その他の手当については、町条例、規則によります

(4)休暇

休暇の種類	限度日数	備考
年次有給休暇	20 日 (4 月採用職員は 15 日)	20 日間を限度として翌年に繰り越す(最大 40 日間)
夏期休暇	原則連続して 3 日間	6 月～10 月に取得
特別休暇		
病気休暇	90 日以内	疾病のための療養を必要とする場合 同一疾患・継続的な療養休暇は 3 年間これを通算
生理休暇	月に 3 日	女性職員の生理日休業
服喪休暇	配偶者、子、父母 7 日 孫、叔父、叔母 2 日 祖父母、兄弟姉妹 5 日(2 日)	連続した日数 () 内は姻族
法要休暇	1 日	父母、配偶者、子の法要

(5)町専門職奨学金返済支援制度について

町が新規に採用する専門職（保健師・保育士・土木技術職・介護支援専門員・社会福祉士）に対し、日本学生機構等で借りた奨学金の返済（年間最大 480 千円、最大 10 年間）を支援する制度を令和 6 年 4 月 1 日より開始しています。詳細については、総務課職員厚生係へお気軽にお問合せください。積極的な応募をお待ちしております。

例）日本学生機構に月額 30,000 円、年間 360,000 円返済が必要な方

→毎月の返済額の 30,000 円を支給します。